

情報科学センター・戸畑キャンパスにおけるセンター端局設置要項

昭和63年 1月11日
制 定

(目 的)

第1条 本要項は、情報科学センター（以下「センター」という。）が、戸畑キャンパスの学科等に設置する端局（以下「センター端局」という。）の設置及び運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設 置)

第2条 センターは、必要に応じてセンター保有の機器の一部をセンター端局として設置する。

(申 請)

第3条 センター端局を開設しようとする者（以下「開設者」という。）は、センター端局機器の設置場所、センター端局管理責任者（以下「管理者」という。）を別記第1号様式により、情報科学センター長（以下「センター長」という。）に申請するものとする。

(許 可)

第4条 センター長がセンター端局の開設を許可したときは、別記第2号様式により、開設者に通知するものとする。

(経費負担)

第5条 センター端局開設に必要な経費（電源、回線等の準備等）及び運用に要する経費は、開設者の負担とする。

(管 理)

第6条 管理者は、センター端局の機器が良好な状況で共同利用できるよう善良なる管理を行うものとする。

(報 告)

第7条 管理者は、センターの求めに応じてセンター端局の利用状況を報告するものとする。

(保 守)

第8条 設置機器の通常の保守は、センターの責任において行う。ただし、通常な取り扱い使用法以外の障害に関しては、開設者の責任で修復するものとする。

(許可の取消)

第9条 センター長は、センター端局がセンターまたは他のセンター端局の運営に、重大なる支障を及ぼす恐れがある場合は、当該センター端局開設の許可を取り消すことができる。

(運 用)

第10条 センター端局の運用方式は、センターと協議の上、管理者が定める。

附 則

この要項は、昭和63年1月11日から実施する。

端局開局申請書

情報科学センター長 殿

教室(学科)

開設者

印

情報科学センター・戸畑キャンパスにおけるセンター端局設置要項第3条の規程に基づき、下記の端局の開設を申請します。

記

1. 設置機器

パーソナルワークステーション

IBM5540

台

プリンター

台

2. 回線速度

9600bp/s

3. 端局管理責任者名

4. 設置場所(建物、室名称)

5. 機器設置

別紙

端局開局許可書

開設者 殿

情報科学センター長

情報科学センター・戸畑キャンパスにおけるセンター端局設置要項第4条の規程に基づき
下記の端局の開設を許可します。

記

1. 設置機器

パーソナルワークステーション

IBM5540

台

プリンタ

台

2. 回線速度

9600bp/s

3. 端局管理責任者名

4. 設置場所（建物、室名称）

5. 機器設置

別紙

6. 端局番号